

# 住民投票制度(素案)について

制度の条例化に向けて、  
市民の皆様からの意見を募集します！  
意見提出方法については、12頁をご覧ください。



2008(平成20)年2月

川崎市

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>住民投票制度創設の背景</b> .....        | 1  |
| 1 住民投票制度とは .....                | 1  |
| 2 制度創設の目的 .....                 | 1  |
| 3 常設型の住民投票制度を必要とする理由 .....      | 1  |
| 4 自治基本条例における住民投票制度の位置付け .....   | 1  |
| 5 住民投票制度の検討経過 .....             | 2  |
| <br>                            |    |
| <b>住民投票制度（素案）</b> .....         | 3  |
| 1 目的 .....                      | 3  |
| 2 住民投票に付することができる市政に係る重要事項 ..... | 3  |
| 3 住民投票の請求及び発議 .....             | 4  |
| 4 投票資格者 .....                   | 5  |
| 5 住民投票の形式 .....                 | 6  |
| 6 実施に関する議会への協議等 .....           | 6  |
| 7 投票期日 .....                    | 6  |
| 8 情報提供 .....                    | 7  |
| 9 住民投票運動 .....                  | 7  |
| 10 投票及び開票 .....                 | 7  |
| 11 投票結果 .....                   | 8  |
| * 成立要件について .....                | 8  |
| <br>                            |    |
| 住民投票制度の流れ                       |    |
| 住民発議 .....                      | 9  |
| 議会発議 .....                      | 10 |
| 市長発議 .....                      | 11 |
| <br>                            |    |
| <b>素案に対する御意見の提出について</b> .....   | 12 |

# 住民投票制度創設の背景

## 1 住民投票制度とは

住民投票制度とは、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項などについて、住民、議会又は市長の発議に基づき、直接、住民が投票を行い、それにより住民の意思を確認する仕組みです。

1996（平成8）年8月に、新潟県巻町（現新潟市）で、日本初の条例に基づく住民投票が実施された以降、自治体合併や全市的な施設建設に関する事案について、これまで400を超える自治体で住民投票が実施されています。

## 2 制度創設の目的

少子高齢化や情報化の急速な進展など、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、住民のニーズや価値観が多様化していく状況において、住民の意向に沿った市政運営を行っていくことが重要な課題となっています。一方で、地方分権改革の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や住民の意見が大きく分かれるような事項などについては、住民の意思を踏まえて政策決定を行っていくことが、今後、一層求められることとなります。このような状況に的確に対応するために、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する仕組みである住民投票制度を創設するものです。

住民投票制度は、間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて、住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の実行が期待できます。

## 3 常設型の住民投票制度を必要とする理由

住民投票制度には、大別して、必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し、実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する「常設型」があります。

「個別設置型」では、対象となる事案についての議論と併せて、そのつど投票の手続に関する議論も行われるため、実施に至るまでに時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられます。

これに対して「常設型」は、あらかじめ投票に関するルールづくりを行うものであることから、どのような事案が対象であっても、同一のルールで投票を行うことが可能であり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがあります。

このことから、条例による「常設型住民投票制度」の創設を進めています。

なお、全国では、現在20以上の常設型の住民投票条例が施行されており、政令市では、すでに広島市が施行しています。

#### 4 自治基本条例における住民投票制度の位置付け

2005(平成17)年4月に施行された川崎市自治基本条例は、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体との関係、市民自治の確立をめざす基本理念、情報共有・参加・協働からなる自治運営の基本原則、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を的確に行っていくことを目的として制定されました。

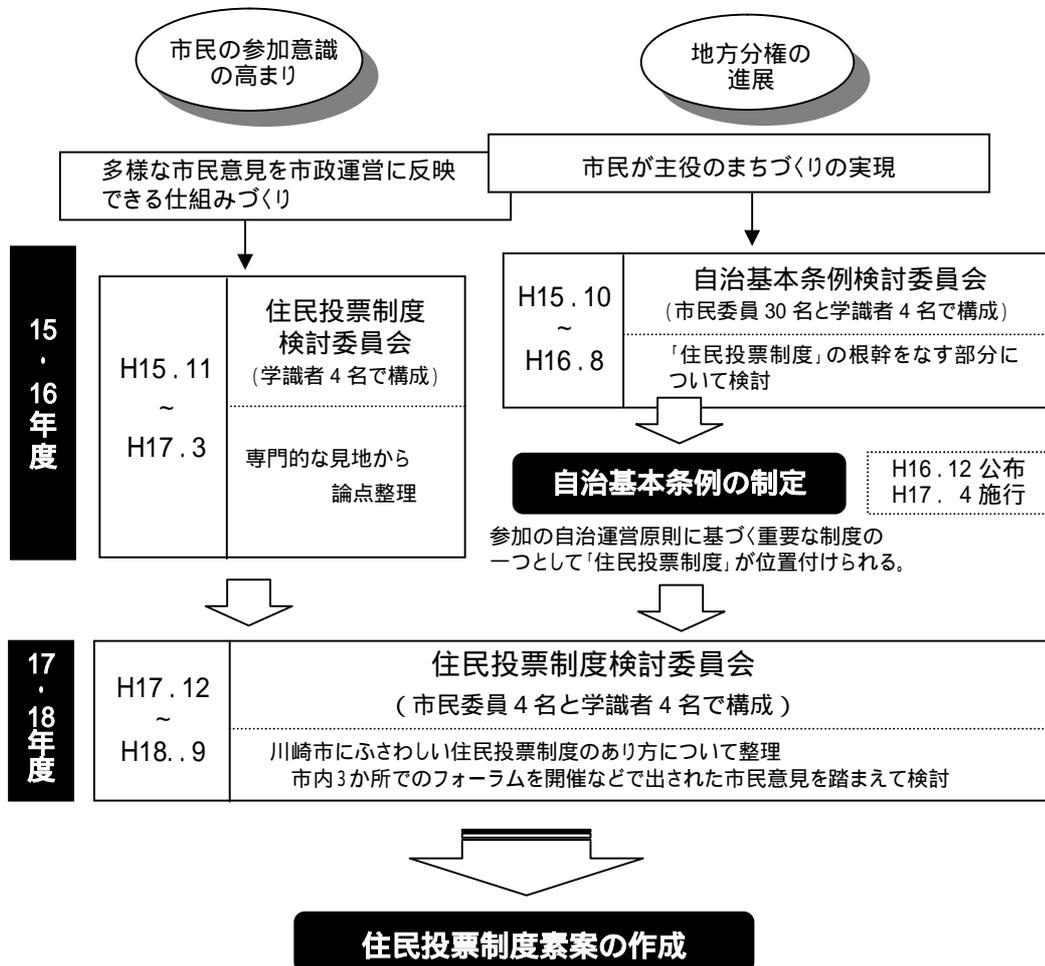
住民投票制度は、参加の自治運営原則に基づく制度として、この条例の第31条に基本的な位置付けがされています。

第31条 市は、住民(川崎市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。) 議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

#### 5 住民投票制度の検討経過

川崎市では、自治基本条例検討委員会や住民投票制度検討委員会などにおける検討を経て、このたび制度の骨格となる事項についての考え方を、制度素案としてまとめました。



ここに示されている考え方について、ご意見をお寄せください。

## 住民投票制度（素案）

### 1 目的

市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する住民投票制度の基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加の促進を図り、市民自治の推進に資することを目的としています。

### 2 住民投票に付することができる市政に係る重要事項

(1) 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)とは、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、次に掲げる状況等にあるため、住民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものをいいます。

対象となる事項について、住民、議会又は市長の間に重大な意見の相違があると認められる状況

既に議会若しくは市長により意思決定が行われている場合又は住民投票で意思の確認が行われている場合にあっては、改めて住民の意思の確認が必要とされる特別な事情が認められる状況

(2) 次に掲げる事項は、重要事項から除きます。

法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を侵害するおそれのある事項

専ら特定の地域に関する事項

地方税、負担金、使用料及び手数料の負担の増減を専ら対象とした事項

その他住民投票に付することが適当でない認められる事項

#### 【説明】

(2) について

法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票などについては、すでに法律上に住民投票を行える制度が用意されているため、除外事項としています。

特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を侵害するおそれのある事項

- ・特定の個人や団体に対して公的援助を停止することや、公共施設の利用を制限することなどについて住民投票を実施した場合、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としています。

#### 専ら特定の地域に関する事項

- ・住民投票は、全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の地域に限られるような事項については、除外事項としています。

#### 地方税、負担金、使用料及び手数料の負担の増減を専ら対象とした事項

- ・新たな施策を推進する中で目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではありません。しかし、ただ単に負担の増減を求めるような事項については、住民が適切な判断基準をもって投票を行うことができないため、除外事項としています。

#### その他住民投票に付することが適当でない認められる事項

- ・住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、 から に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当とされることも考えられます。そのため、このような概括的な項目を設けています。

### 3 住民投票の請求及び発議

#### (1) 住民（請求代表者）からの請求

- ・請求代表者は、投票資格者総数の 1/10 以上に当たる数の署名を集めた上で、市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。
- ・市長は、署名収集が行われる前に、対象とする事項が重要事項に該当しているかについて審査します。
- ・署名収集期間は、2 か月以内とします。
- ・署名手続等は、直接請求制度（注：次頁参照）に準じます。

#### (2) 議会からの請求

- ・議会は、議決により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。この場合、議案を提出するにあたっては、議員の定数の 1 / 1 2 以上の者の賛成を必要とします。
- ・市長は、議会から請求があったときは、対象とする事項が重要事項に該当しているかの確認を経て、実施の告示を行います。

#### (3) 市長の発議

- ・市長は、対象とする事項が重要事項に該当することを踏まえて、自ら発議することができます。

#### 【説明】

- ・自治基本条例第 31 条で、住民、議会及び市長が住民投票を発議できるとされています。

#### (1) について

- ・住民から請求を行うときの署名要件については、他の自治体の事例や本市における過去の署名収集事例などを参考として、実際に署名収集が可能であり、また、発議の乱発防止という点も考慮し、投票資格者総数の 1/10 以上としています。
- ・請求代表者及び住民発議に係る署名簿に署名できる者は、投票資格者であることが必要となります。

- ・ 請求代表者が収集した署名については、投票資格の有無などについて審査する必要があり、その期間として、60日間程度は必要となります。

## (2) について

- ・ 議会の発議に関する議員提案に必要な賛成者数については、地方自治法に規定された議案の提案の要件を参考として、議員定数の1/12以上としています。

### \* 「直接請求制度」(地方自治法第5章)とは・・

地方公共団体の住民の代表者には、それぞれ一定の署名収集を経ることにより、長や選挙管理委員会などに対し、条例の制定・改廃、議会の議員や長の解職請求などについて、直接、請求する権利が認められています。

なお、署名手続に関しては、選挙管理委員会が内容審査をすることとされており、署名簿の縦覧や住民からの異議の申出の仕組みなども設けられています。

## 4 投票資格者

次のいずれかに該当し、かつ、引き続き3か月以上本市に住所を有する者を投票資格者とします。

満18歳以上の日本国籍を有する者

満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者

### 【説明】

- ・ 住民投票は、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項が対象となることから、できる限り幅広い住民が投票に参加できることが望ましいと考えています。
- ・ 年齢要件については、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響なども考慮し、18歳以上を投票資格者としています。
- ・ 投票資格者が、住民投票の対象となる事項について、自らの意思で投票を行うには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けている必要があります。そのため、それを身に付けるための期間を考慮して、永住者及び特別永住者を除く外国人については、日本に在留資格をもって3年を超える期間、日本に在留していることを要件としています。
- ・ 投票資格者は、請求代表者になることができ、また、住民発議に係る署名簿に署名をすることができます。
- ・ 投票資格者が投票を行うには、投票資格者名簿に登録されていることが必要となります。

## 5 住民投票の形式

住民投票に付することができる事項は、賛成又は反対で問う形式で請求又は発議されたものとします。

### 【説明】

- ・投票用紙に賛成欄と反対欄を設け、そのいずれかに 印を記入する方法を予定しています。

## 6 実施に関する議会への協議等

- (1) 市長は、次に該当する場合、住民投票を実施することについて、議会に協議を求めます。  
署名収集の要件を満たして、請求代表者から実施の請求が行われた場合  
市長が自ら発議する場合
- (2) 議長は、議会に取りまとめた意見を市長に送付し、その結果、住民投票を実施することについて、議員の 2 / 3 以上の反対があるときは、市長は、住民投票を実施しないものとします。

### 【説明】

- ・地方自治制度は、住民の代表である議会と市長による間接民主制を基本としており、直接民主制的な制度である住民投票制度と間接民主制の整合を図ることが、制度の安定性を高める上でも必要となります。そのため、市長は、住民からの請求があったとき、又は、自ら発議するときは、議会に協議を求め、そこで出された意見を踏まえて投票の実施を決定することとしています。

## 7 投票期日

- (1) 市長は、住民投票の実施を決定したときは、速やかに住民投票実施の告示をし、その日から 60 日経過後に行われる直近の選挙の期日に合わせて投票期日を定めます。
- (2) ただし、住民投票に付する事項について、緊急性などの事由があるときには、住民投票を単独で実施できることとします。

### 【説明】

(1) について

- ・住民の市政への関心を高めること、選挙との事務の共用化により、実施経費の抑制を図ることなどを理由として、原則、選挙と住民投票を同日に実施することとしています。
- ・投票や開票に係る準備や投票資格者に対する情報提供に要する期間などを考慮する必要があることから、投票期日を投票実施の告示の日から 60 日経過後としています。
- ・住民投票と同日に実施する選挙は、原則として、市長選挙など、川崎市全域を実施区域に含む選挙とし、市議会議員や衆議院議員の補欠選挙などについては、対象から除きます。

## 8 情報提供

- (1) 市長は、住民投票に付する事項に関して、市が有する資料等で公開することができるものについて縦覧します。
- (2) 市長は、投票資格者の適切な判断に資する情報についての広報を行い、必要に応じて、公開討論会等を開催することができます。

### 【説明】

- (1) について
- ・縦覧は、区役所などの公共施設において行うことを予定しています。
- (2) について
- ・住民が自らの意思に基づいて賛成又は反対の投票を行うには、その事案について十分に情報を有していることが必要となります。市長は、対象となる事案に関する情報を、住民にわかりやすい手段で、積極的に情報提供することとします。

## 9 住民投票運動

住民投票運動について、次の行為は行えないこととします。

買収、脅迫など、不当に住民の自由な意思を拘束し、又は干渉するおそれのある行為  
大音量での連呼など、平穏な市民生活をおびやかすおそれのある行為  
公職選挙法その他の選挙関連法令の規定に抵触する行為

### 【説明】

- ・住民投票運動として行った行為が違法な選挙運動とされた場合には、公職選挙法等の規定に基づき、罰則が科せられることとなります。
- ・住民投票制度は、議会と市長が投票結果を尊重するとされる諮問型の制度であることなどの点を考慮し、違反行為に対して、条例上、罰則規定は設けないこととしています。

## 10 投票及び開票

- (1) 投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票を行います。ただし、期日前投票等も行えます。
- (2) 投票所は、原則、選挙の投票所と同一としますが、外国人と未成年者については、各区に1か所、投票所を設けます。
- (3) 投票や開票の手続については、選挙に準じます。
- (4) 市長は、投票や開票に関する事務等を選挙管理委員会へ委任します。

### 【説明】

- (2) について
- ・住民投票は、選挙と同日に行うことを原則としているので、選挙権を有していない外国人と未成年者については、選挙の投票所に入場することができません。このため、外国人と未成年者の投票所を、各区に1か所、設けることとします。

## 11 投票結果

議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

### 【説明】

- ・投票結果が確定したときは、市長は、速やかにその結果を公表することとします。
- ・投票結果の尊重については、自治基本条例第31条に規定されており、制度は、法的な拘束力を有しない、いわゆる「諮問型」となります。

### \* 「成立要件」について

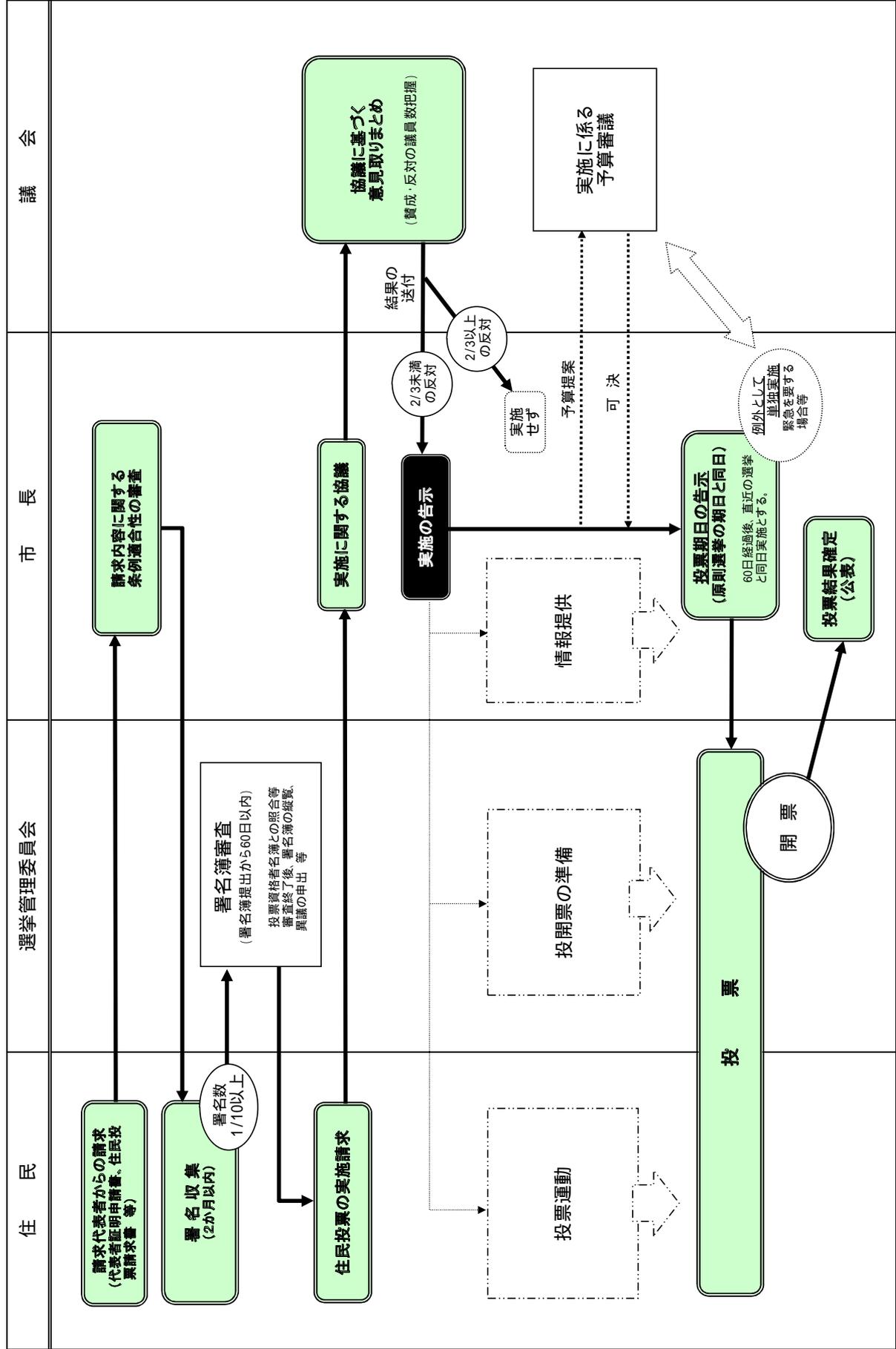
( 例えば、投票率が50%に満たないときは、投票が成立しなかったものとする )

住民投票制度は投票結果に法的な拘束力がなく、投票率なども含めたすべての結果を踏まえて、市長や議会が意思決定を行うという性質を有していること  
対象となる事項に関する議論ではなく、投票を不成立とすることを目的としたボイコット運動が行われる懸念があること  
などの理由から、成立要件は設けないこととします。

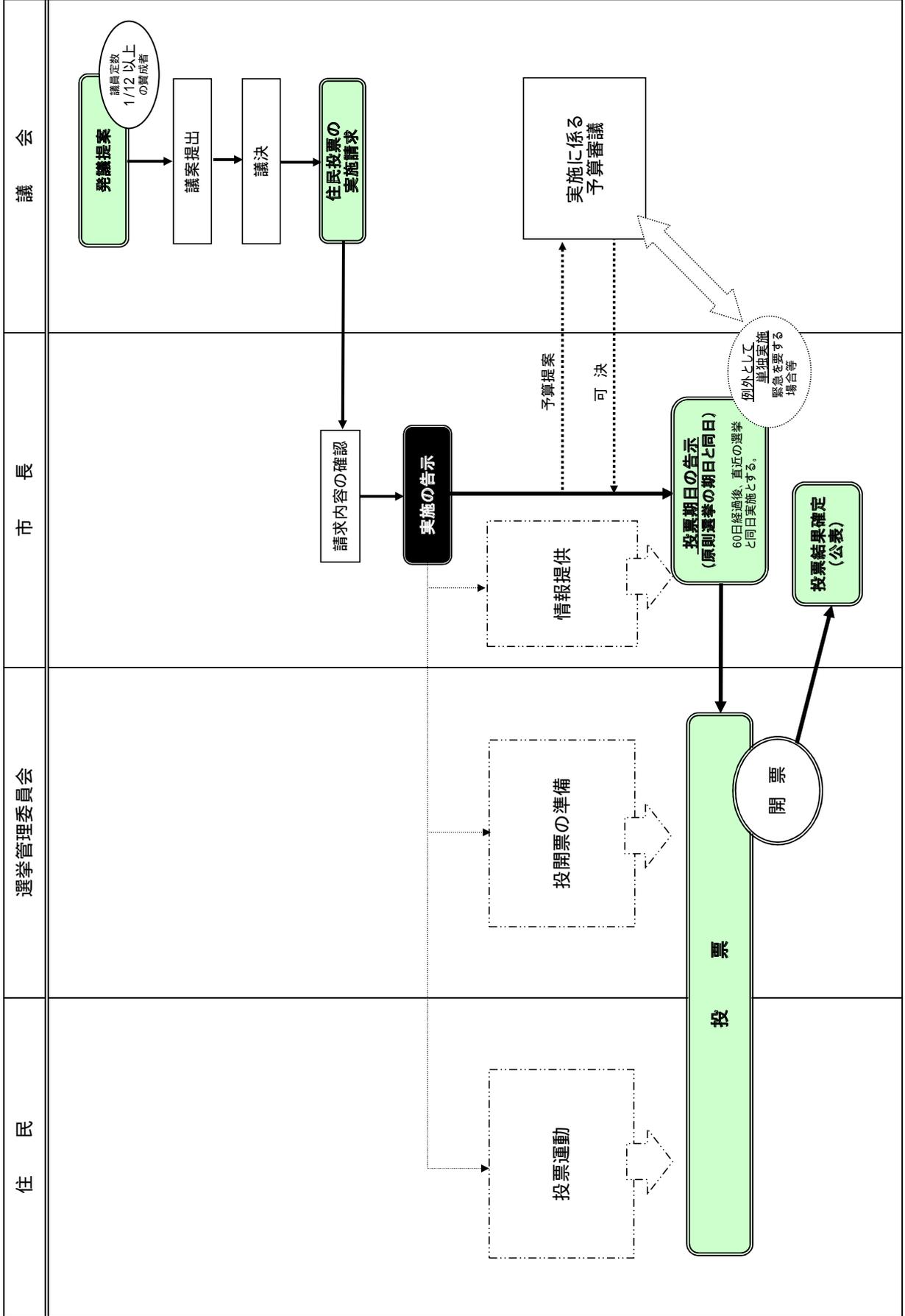
## 住民投票制度の流れ (9頁～11頁)

- ・発議主体（住民、議会、市長）ごとに、住民投票制度の流れを図示しています。
- ・住民発議の場合は署名収集、また、議会発議の場合は議決が要件とされるなど、発議主体ごとにそれぞれ異なる手続を経ますが、実施の告示以降については、住民への情報提供や投票や開票に関する事務など、いずれからの発議であっても、同様の流れとなります。

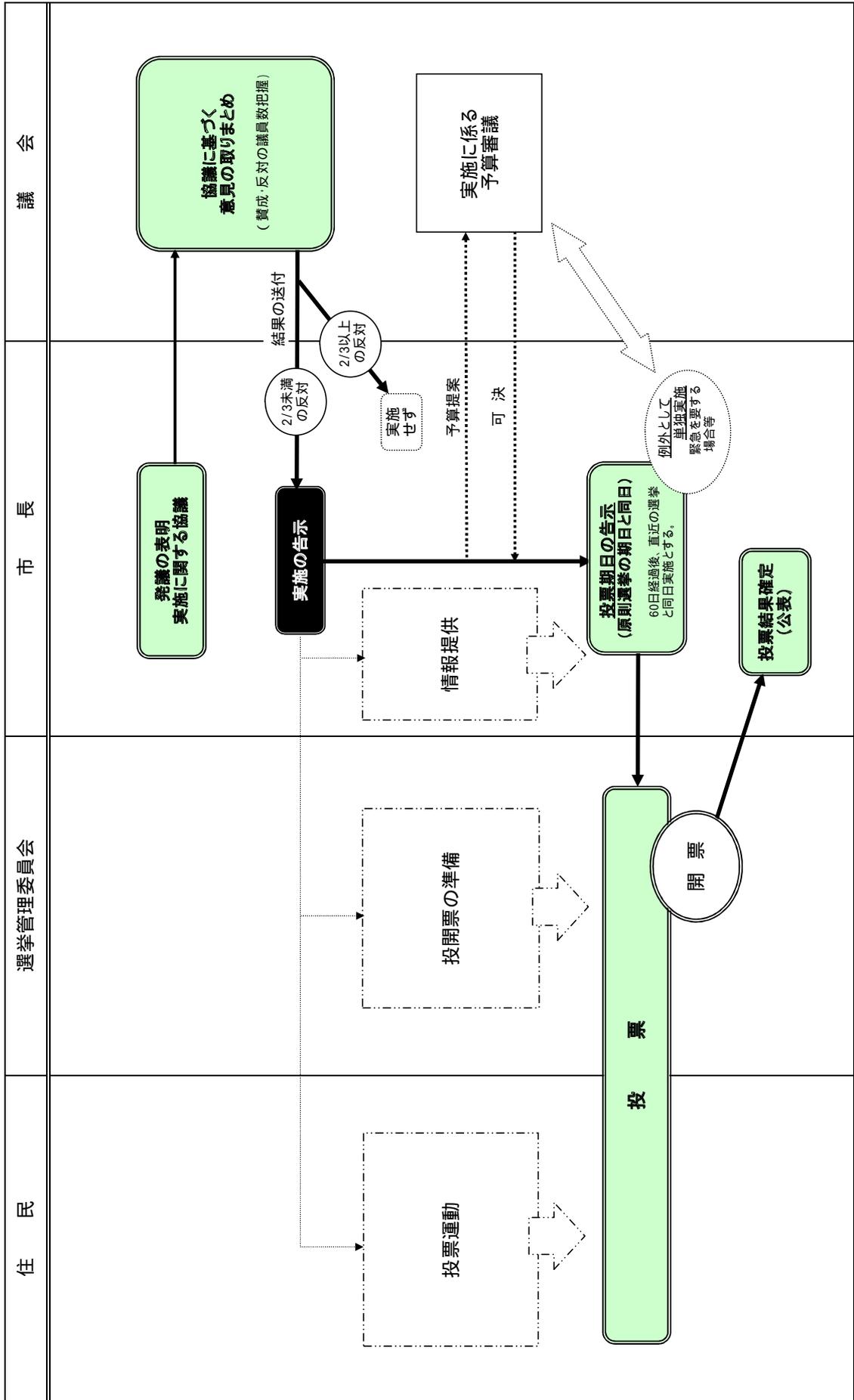
# 〇住民投票制度の流れ① 《住民参議》



○住民投票制度の流れ②（議会発議）



○住民投票制度の流れ③ 《市長発議》



# 素案に対する御意見の提出について

## 1 意見募集の期間

2008（平成20）年2月26日（火）～2008（平成20）年3月31日（月）  
郵送の場合は、3月31日（月）付けの消印まで有効とします。

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、総合企画局自治政策部までご意見を提出してください。（その他の形式により、ご提出いただいても結構です。）

### (1) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総合企画局自治政策部あて  
（川崎市役所本庁舎北館4階）

### (2) ファクシミリ

FAX番号：044(200)3800

### (3) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/>)

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。

#### 《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

## 3 今後の予定

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方について取りまとめを行い、2008（平成20）年6月上旬を目途にホームページで公表します。

## 意見書

|                             |          |       |          |
|-----------------------------|----------|-------|----------|
| 題名                          |          |       |          |
| 氏名<br>(団体の場合は、<br>名称及び代表者名) |          |       |          |
| 電話番号                        |          | FAX番号 |          |
| 住所<br>(又は所在地)*区名まで          |          |       |          |
| 意見の提出日                      | 平成 年 月 日 | 枚数    | 枚(本紙を含む) |

### 住民投票制度(素案)について

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

- ・お寄せいただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

## 提出先

|      |                        |       |              |
|------|------------------------|-------|--------------|
| 部署名  | 総合企画局 自治政策部            |       |              |
| 電話番号 | 044-200-2028           | FAX番号 | 044-200-3800 |
| 住所   | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 |       |              |



音楽のまち・かわさき

## 問い合わせ先

### 川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話番号 044(200)2028  
F A X 044(200)3800  
Eメール 20ziti@city.kawasaki.jp